

第1章 総則

1 目的

この計画は、「笠間市地域防災計画（原子力災害対策計画編）」（以下「地域防災計画」という。）及び「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」に基づき、日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「原電東海第二」という。）において、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市域を越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、必要な事項を定めるものである。

2 本計画の性格

地域防災計画では、原子力災害対策を「事前対策」、「緊急事態応急対策」、「中長期対策」の3段階で定めており、本計画は「緊急事態応急対策」における施設敷地緊急事態の発生の通報（又は原子力規制委員会判断の連絡）以降の「住民等の市外、県外への広域避難に関する対応」に関する計画である。

3 災害の想定

本計画で想定する災害は、原電東海第二からの放射性物質及び放射線の放出等があり、広域避難が必要となる事態を想定する。

4 広域避難計画の対象区域

地域防災計画において、原子力災害対策重点区域の範囲を原電東海第二から概ね半径30kmを「緊急防護措置を準備する区域」（以下「UPZ」という。）としていることから、広域避難の対象区域を表1のとおりとする。

【表1】 広域避難計画対象区域

緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone)	大橋、池野辺、福田、飯田、石寺、大淵、平町、大田町、南友部、鴻巣、旭町、鯉淵、五平、湯崎、住吉、随分附、柏井、仁古田、長兔路、下市原、中市原、上市原、小原、友部駅前、八雲一丁目、中央一丁目、中央二丁目、東平一丁目、東平二丁目、東平三丁目、東平四丁目、美原一丁目、美原二丁目、美原三丁目、美原四丁目、安居
--	---

第2章 避難等

1 避難等の対応方針

(1) 防護措置

原子力災害時に住民がとるべき被ばくを避けるための主な行動として、「屋内退避」「避難」「一時移転」の3種類（以下「避難等」という。）がある。

【主な防護措置】

◎ 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、社会福祉施設・病院等においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

◎ 避難

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、空間放射線量率が高い又は、高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

◎ 一時移転

一時移転も住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置である。一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率が低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

(2) 防護措置（避難等）の判断基準

国の原子力災害対策指針（以下「指針」という。）では、原子力施設において事故が発生した場合には、緊急時モニタリング（※1）を迅速に実施し、その計測結果に応じ、1日から1週間以内に防護措置を講じなければならないため、防護措置の実施判断基準として、表2のとおり運用上の介入レベル（OIL）を定めている。

（※1）「緊急時モニタリング」とは、放射性物質の異常な放出または、そのおそれがある場合に周辺地域で線量を計測することで、国の統括のもとに実施される。

【表 2】 避難等に関する運用上の介入レベル（O I L）の基準

基準の種類		基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、 <u>住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u>	500 μ S v/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、 <u>住民等を1週間程度以内に一時移転させるための基準</u>	20 μ S v/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

（原子力災害対策指針抜粋）

（3）避難等のパターン

緊急事態の初期段階では、原電東海第二の状況や距離、放射性物質の放出による汚染状況等に応じて、防護措置の準備やその実施等を適切に行うことが重要である。

本市にはP A Zは無く、一部地域がU P Zであることから、原子力災害時の防護措置は屋内退避を基本としつつ、放射性物質放出後のO I Lに基づく避難・一時移転を想定する。

1) 防護措置

① 屋内退避措置

「屋内退避措置」とは、周辺住民が屋内に入り、建物の気密性を高めるなどにより、放射線の影響を防ぐことをいう。原子力災害が発生した場合、まず、「屋内退避」が有効な防護対策となることから、屋内退避の確実な実施を行うものとする。

② 屋内退避の準備

施設敷地緊急事態となった場合、市は、屋内退避の準備を行うよう市民に広報する。市、関係機関は、屋内退避の指示に向けて、給水や食料・物資等の供給体制の維持・確立に努める。

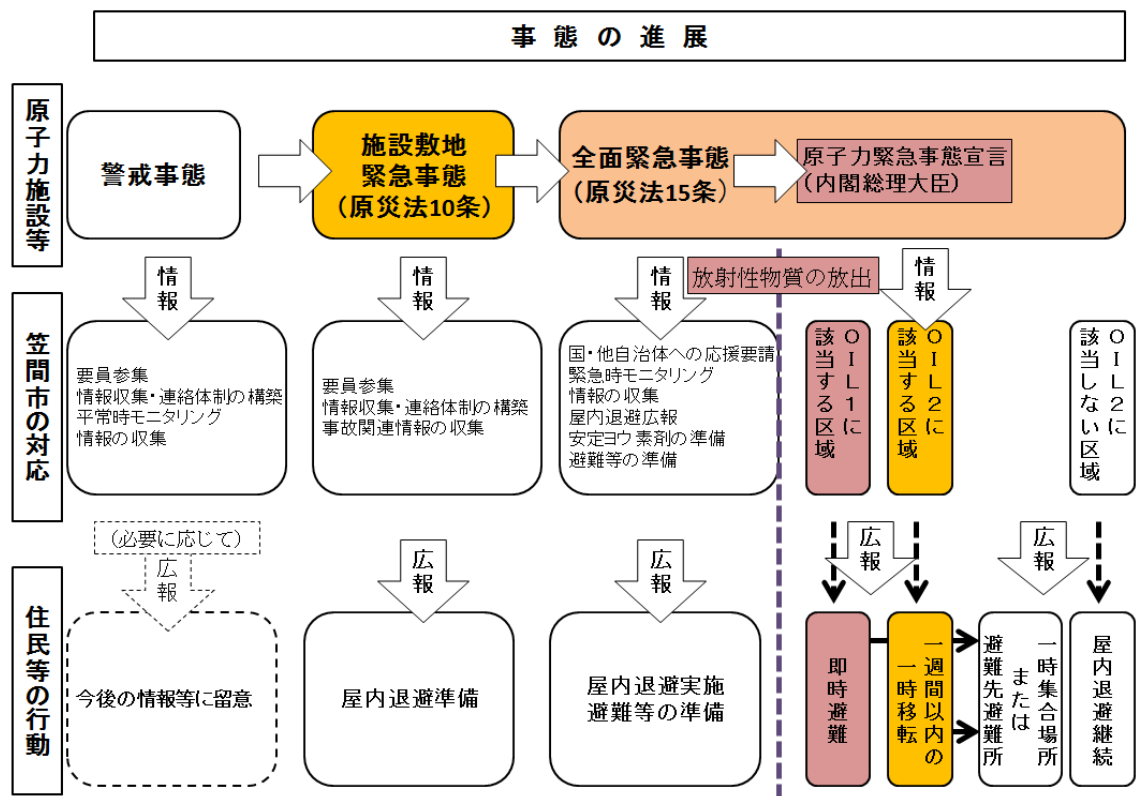
③ 屋内退避の実施

全面緊急事態となった場合、市は、屋内退避の実施を市民に指示する。屋内退避では、外出は極力避けることが望ましいものの、外出「禁止」ではない点に留意することが重要である。エリア外からの物資搬送などの、社会機能維持に必要な外出まで止めることはなく、外出する場合はなるべく短時間にし、次の点に注意する。

- ・徒歩よりは車で移動する。
- ・マスク（ないときはハンカチでも可）をする。
- ・肌を出さないように長袖・帽子を着用する。
- ・雨に濡れないようにする。
- ・放射性プルーム通過や降雨の情報がある場合にはできるだけ屋内に退避する。

2) 放出後のO I Lにもとづく避難・一時移転

放射性物質放出後に実施する緊急時モニタリングの結果、運用上の介入レベル（O I L）が、O I L 1、O I L 2と判断された区域を対象に、避難や一時移転を指示する。市は、緊急時モニタリングの結果、O I L 1、O I L 2と判断された区域を対象に、大字ごとの避難、一時移転を指示する。図1には放出後の避難に関する事態の進展を、明示する。



【図1】 事態の進展

2 避難等に関する情報伝達

(1) 伝達手段

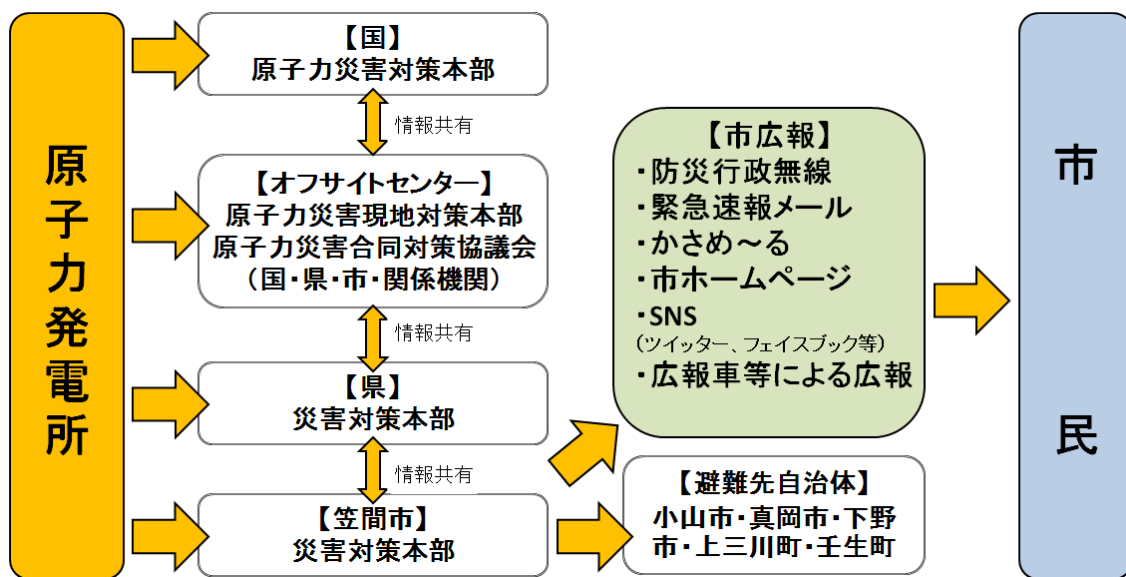
市民に対して、次のとおり特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

- ・ 防災行政無線
- ・ 広報車、消防車両等による巡回広報
- ・ 緊急速報メールや市メール（かさめ〜）など、携帯電話等へのメールの配信
- ・ ツイッターやフェイスブックなどのSNS
- ・ 市ホームページへの掲載
- ・ 広報紙・チラシの発行

防災関係機関等に対しては、上記手段の他、電話・ファックス等を活用し確実に伝達するものとする。

(2) 情報伝達経路

原子力災害時の避難誘導に関連する市関係機関への連絡系統は図2のとおりである。



【図2】 避難誘導に関連する市関係機関への連絡系統

(3) 伝達内容

1) 広報のタイミング・留意点等

住民広報については、原子力災害発生時には広報活動の混乱が予測されることから、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

①住民広報のタイミング（例）

- ・特定の事象に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- ・特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- ・事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- ・避難等を連絡する場合
- ・放射性物質が放出された場合
- ・緊急時モニタリング結果がまとまった場合
- ・その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が空いた場合等）

②住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項

- ・住民の混乱を避けるため、市内においては同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- ・情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- ・住民に混乱を生じさせないため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- ・状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。（専門用語の使用は避ける。）
- ・確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- ・放射線は五感で感じるできないため、住民へ情報を伝える際には、現在の気象と今後の気象予報、緊急時モニタリング結果（実測値の変動傾向等）、

事故の規模などを分かりやすく伝える。

- ・情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- ・福島第一原子力発電所での事故経験を踏まえ、住民の混乱を避けるためにも、事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

2) 広報文（例）

原子力災害においては、事象の進展に一定の時間がかかることから、一般的な災害時広報とは異なり、一刻を争うよりも、正しく情報を伝達することが重要である。このことを踏まえ、警戒広報、屋内退避指示及び避難指示時の広報・伝達内容例は次のとおりである。なお、広報車による巡回広報では、注意喚起を行うものとする。

①警戒広報

こちらは、笠間市です。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「東海第二発電所」で事故が発生しました。

放射性物質は外部に漏れていません。住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

笠間市では、詳しい情報の収集にあたっています。

詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

（以上繰り返し）

②屋内退避指示時広報

こちらは、笠間市です。笠間市災害対策本部から、緊急のお知らせです。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「東海第二発電所」で重大な事故が発生しました。

放射線を防ぐため（念のため）、建物の中へ退避することが必要となりました。住民の皆さんは、自宅などの建物の中に退避してください。

国や市などからの正確な情報に基づき、冷静、確実に行動してください。

笠間市では、引き続き詳しい情報の収集にあたっています。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

（以上繰り返し）

③避難等指示時広報

こちらは、笠間市です。笠間市災害対策本部から、緊急のお知らせです。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「東海第二発電所」で重大な事故が発生しました。

次の地域の皆さんは、安全な地区まで避難することとなりました。対象地区は、「〇〇地区、△△地区」です。「〇〇地区、△△地区」の皆さんは、自家用車で指定された避難先中継所に避難するか、指定された一時集合場所に集まってください。

その他の地域の皆さんは、次の指示があるまで、引き続き、自宅などの建物の中

に退避してください。

皆さんは、国や市などからの正確な情報に基づき、冷静、確実に行動してください。

笠間市では、引き続き詳しい情報の収集にあたっています。状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

3 避難の手順等

(1) 一般住民

避難にかかるポイントは次のとおりであり、本市の避難等の全体的な流れを図3に明示する。「屋内退避」を基本としつつ、運用上の介入レベル（OIL）に応じて避難等を行うものとし、避難等が必要となった場合には、原則、自家用車で避難するものとする。

ただし、自家用車による避難が困難な場合などは、あらかじめ指定した一時集合場所へ徒歩等で集合し、県や関係機関等が用意したバス等で避難先避難所へ避難する。避難に際して、国・県は、適切な箇所に「避難退域時検査場」（スクリーニングポイント）を設置するものとし、市は避難先自治体と協力して「中継所兼基幹避難所」を設置し、円滑な避難を目指すものとする。

【避難退域時検査】

一時移転等の指示が出たUPZの住民を対象に、除染が必要なレベルの放射性物質が付着していないかを確認するため、避難退域時検査を実施します。

【避難退域時検査場】（スクリーニングポイント）

避難退域時検査場（スクリーニングポイント）は放射性物質の付着を確認するもので、国・県・市が連携して、UPZの境界（東海第二発電所から概ね30km）付近の避難経路上又はその周辺に設置する。

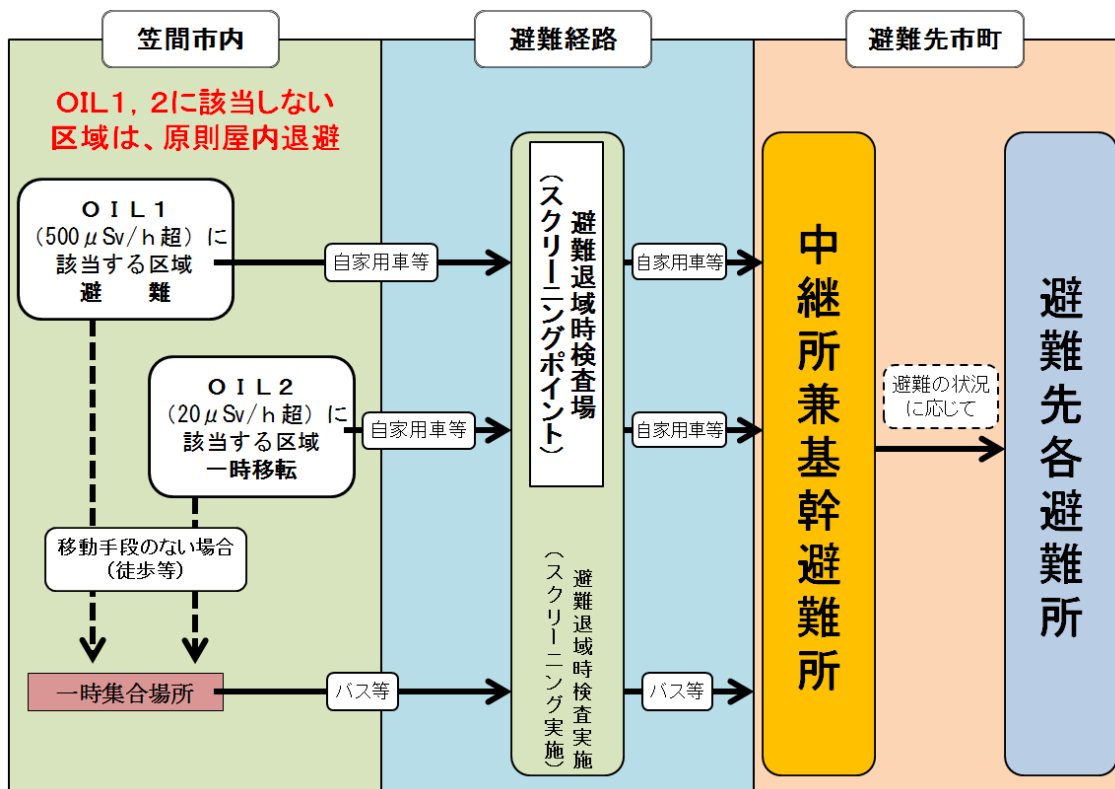
メイン検査場のほか、広範囲に一時移転等の指示が出された場合に備え、検査渋滞を緩和するためのサブ検査場の候補地もあらかじめ決定する。

なお、笠間市内における検査場所はメイン検査場として、常磐自動車道友部サービスエリア、北関東自動車道笠間パーキングエリア、旧笠間市役所の3か所であり、サブ検査場として、岩間海洋センター、茨城県農業総合センター、茨城県立笠間高等学校、芸術の森公園東駐車場、総合公園の5か所となる。

【避難中継所兼基幹避難所】

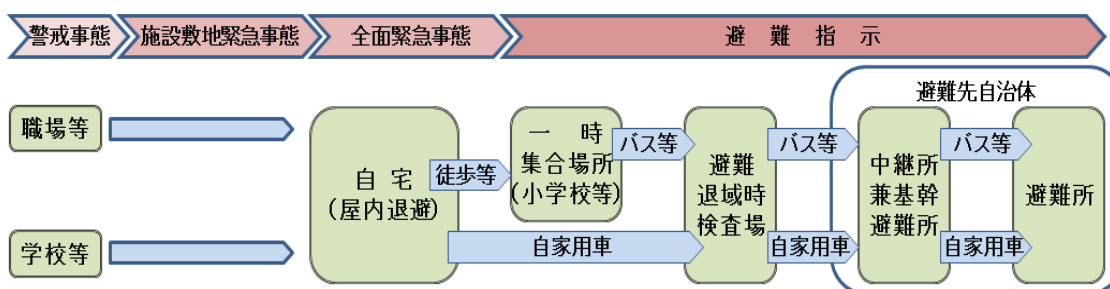
避難に際して、避難者が避難先避難所に向かった場合、準備・受入等の混乱が予想される。そこで、避難先市町内のわかりやすく目立つ場所を避難中継所兼基幹避難所として設定し、そこで情報提供や避難先の一定の調整を行うこととしている。

避難中継所兼基幹避難所の役割や特徴は表3のとおりである。

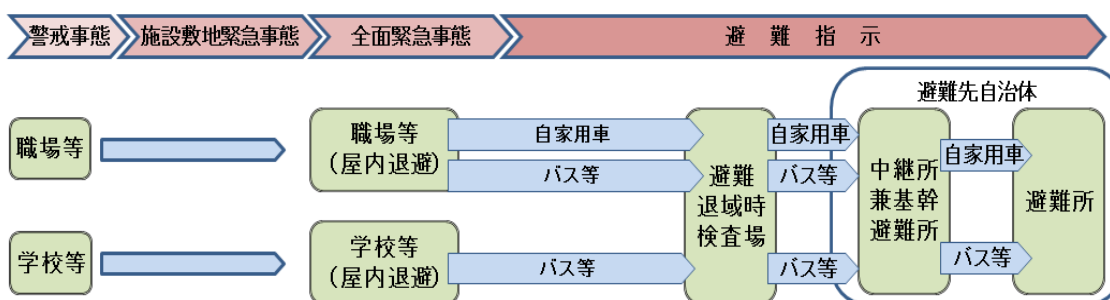


【広域避難のパターン】

【原則】



【帰宅が困難な場合】

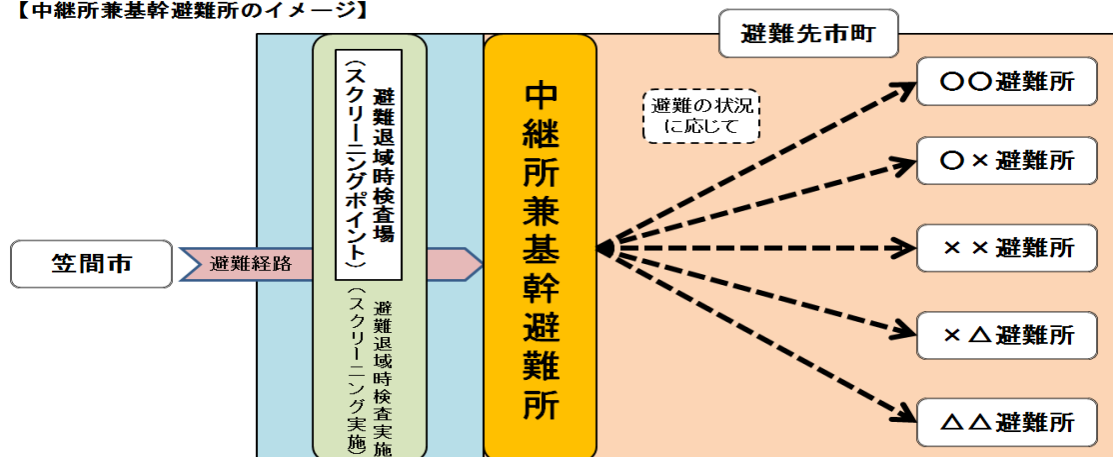


【図3】 広域避難の流れ

【表 3】 中継所兼基幹避難所の役割及び特徴

機 能	内 容
避難先での目印	避難者を確実に避難所へ誘導するため、避難の際に目印となる大きな施設に一時集合する。
避難者の把握	避難者が最初に行く場所なので、避難者の情報を集約できる。
優先開設	他の避難所よりも先に開設される。
避難所の案内	どこの避難所に行けばよいか避難者に伝える。
駐車場	避難所に駐車場がない場合の代替え駐車場となる。

【中継所兼基幹避難所のイメージ】



(2) 要配慮者等

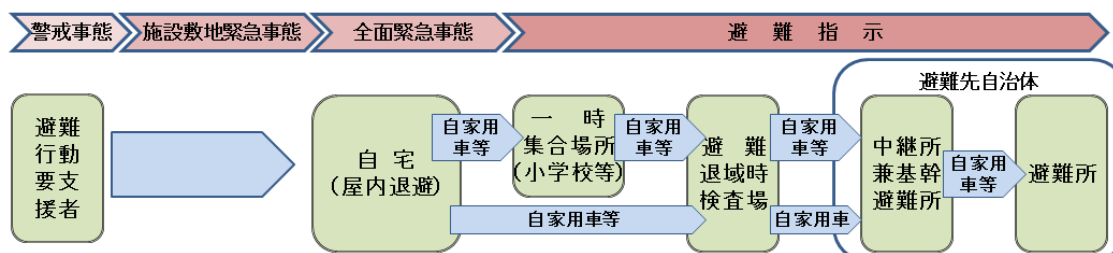
1) 在宅避難行動要支援者

在宅避難行動要支援者とは、通院患者など、自宅にいるが避難行動に不安のある者のことである。原則、笠間市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、支援者の支援により必要に応じて、一時集合場所を経て、避難退域時検査場を経由し、避難所へ避難する。

なお、市は、消防機関、民生委員及び自主防災組織等の協力のもと、避難所等への誘導を行うものとする。

【広域避難のパターン】

【要配慮者の避難：在宅の避難行動要支援者】



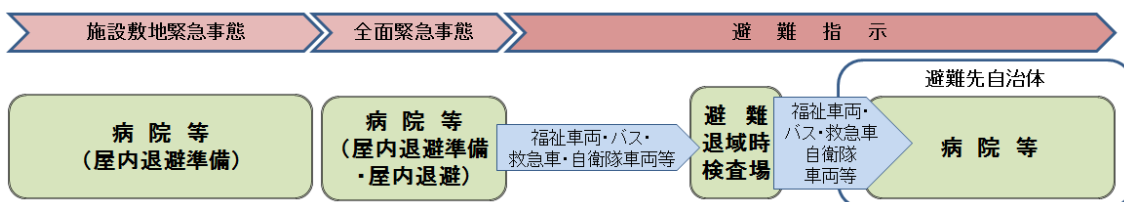
2) 病院・社会福祉施設等

病院・社会福祉施設等（以下「病院等」という。）の施設管理者は、あらかじめ定めた病院等に受入れを要請し、施設入所者等を避難させ、避難ができない場合につい

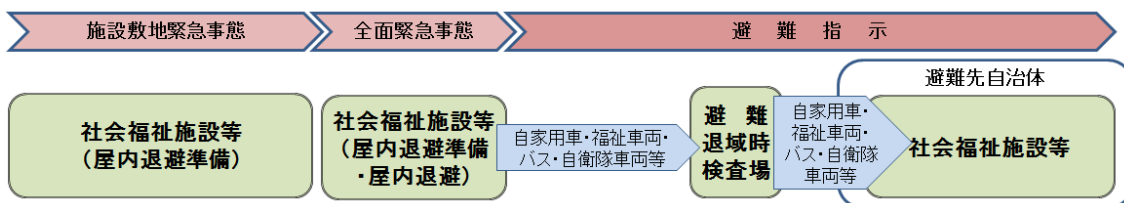
ては、県に調整を求めるものとする。

なお、これらの施設では、東日本大震災時に、避難先や搬送手段及び避難途上の渋滞、避難後も続く食料・物資の不足など劣悪な避難環境の実態があったところである。そうした教訓を踏まえ、施設入所者の避難実施は、受入先や避難手段について十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避とするものとする。

【要配慮者の避難：病院等の入院患者】



【要配慮者の避難：社会福祉施設等の入所者】



(3) 学校等

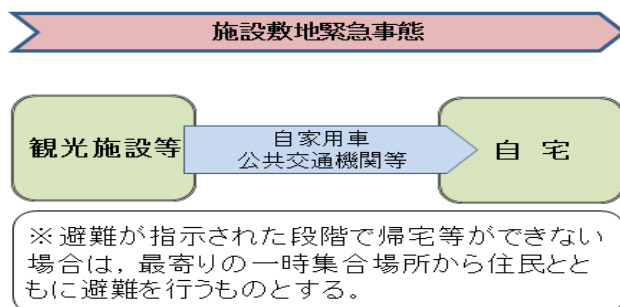
園児、児童、生徒等（以下「生徒等」という。）の在校時に原子力災害が発生し、避難等の勧告・指示が発せられた場合、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び保育所等（以下、「学校等」という。）の施設管理者は、あらかじめ学校等が作成した避難のマニュアルに基づき、生徒等を保護者に引き渡し、原則として、生徒等は自宅等から避難を実施するものとする。

なお、学校等からの帰宅が困難な場合、または、被ばく軽減の観点から自宅等へ帰ることが必ずしも適当でない場合には、学校等からの集団避難を行うものとする。

(4) 一時滞在者等

観光客等の一時滞在者等については、集客施設等との協力のもと、適切に情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、一時集合場所への避難を促すものとする。

【観光客等の一時滞在者の避難】



(5) 避難退域時検査（スクリーニング）及び除染

避難退域時検査（スクリーニング）は、放射性物質の放出後に避難する場合に必要となるもので、放射性物質の付着を確認するために実施される。

避難退域時検査に関する基本的な考え方は次のとおりである。

- ・県は、避難経路等に基づき避難退域時検査場（スクリーニングポイント）をあらかじめ設定し、避難退域時検査に要する人員体制や手順等の検討を国及び関係自治体と連携して進め、避難退域時検査体制を整備する。
- ・県は、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、国が定める手順に従い、住民が避難指示区域から出た後に、住民（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）の避難退域時検査等を実施する。また、必要に応じて、簡易除染を実施する。
- ・避難退域時検査（スクリーニング）等において、汚染が一定レベル以下であると判断された場合、検査済証を発行する。

(6) 安定ヨウ素剤の予防服用

1) 安定ヨウ素剤の備蓄と配布

安定ヨウ素剤の配布対象者は、指針に基づきUPZ圏内市民とし、市では全面緊急事態に至った場合に備え安定ヨウ素剤を備蓄し、市民の速やかな避難に資するため、地域医療センターかさまに保管し、管理する。

なお、配布体制の詳細については、原則「茨城県安定ヨウ素剤配布対応マニュアル」に基づき配布することとする。

2) 安定ヨウ素剤の服用指示

全面緊急事態に至った場合には、原則として、国が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難や一時移転等と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断する。その服用判断に基づいて、市が服用の指示を出す。連絡手段の断絶等により、国からの指示を受けることができない不測の事態の場合等には、県や市が指針の内容と照らし合わせて、服用の判断を行う。避難や一時移転等の際、地域医療センターかさまに備蓄してある安定ヨウ素剤を市職員等が備蓄場所から搬出し、必要に応じて配布・服用させる。

3) 体制の整備

市は、引き続き次のような取り組みを進めることとする。

- ・国や県が、安定ヨウ素剤の服用が必要と判断した場合、避難指示と同時に安定ヨウ素剤の服用指示（服用の可否）が出せるよう、体制を整備する。
- ・人によっては、甲状腺機能低下や嘔吐、発疹、下痢等の副作用が生じる可能性があるため、服用不適格者や慎重投与対象者を問診により把握する。
- ・服用後の副作用発生時に迅速に対応ができるように、相談窓口等を整備する。

4 避難先等

(1) 避難先・一時集合場所等

1) 避難先

広域避難が必要となった場合における避難先に関する方針・考え方は、地域コミュニティの維持や円滑な住民支援を図るため、可能な限り避難する地区が複数の市町に分散しないよう、避難先を定めることとし、各地区の避難先市町は表4のとおりである。また、詳細な大字ごとの避難市町は別表1のとおりである。

【表4】避難受入先市町

一時集合場所の区分	対象大字	避難受入先
宍戸小学校	平町、大田町	小山市
友部小学校	南友部、鴻巣、鯉淵、五平、美原一～四丁目	
かさまこども園	飯田、石寺、大淵	真岡市
友部第二中学校	旭町、随分附、柏井	
旧東中学校	大橋、池野辺、福田	下野市
北川根小学校	湯崎、住吉、仁古田、長兎路、安居	
友部中学校	友部駅前、八雲一丁目、中央一～二丁目、東平一～四丁目	上三川町
大原小学校	下市原、中市原、上市原、小原	壬生町

2) 一時集合場所

一時集合場所は、次のとおり選定する。

- ・複合災害（風水害・地震等）が発生した際にもその使用に耐えうる必要があり、各施設はあらかじめ耐震性等を確認した上で対象施設を選定する。
- ・一時集合場所は、避難対象となる大字ごとに定める。大字単位の具体的な一時集合場所は表4のとおりである。

3) 避難等を実施する単位

避難等を実施する単位は、避難誘導時の住民への広報、避難者の把握等を考慮して、コミュニティ単位を基本とする。

(2) 避難（輸送）経路

避難等の輸送にあたっては、多数の車両が避難区域等に集中することが想定されるため、避難等の優先順位、道路状況等を勘案し、あらかじめ大字単位で、避難（輸送）経路のパターンを設定する。具体的な避難（輸送）経路は表5のとおりである。

【表5】避難経路

一時集合場所の区分	避難経路	避難受入先
宍戸小学校	国道355号→北関東道（友部IC）	小山市
友部小学校	北関東道（友部IC）	
かさまこども園	国道50号→北関東道（笠間西IC）	真岡市

友部第二中学校	常磐道（友部スマート IC）→北関東道	
旧東中学校	日立笠間線→国道 50 号→北関東道（笠間西 IC）	下野市
北川根小学校	常磐道（友部スマート IC）→北関東道	
友部中学校	北関東道（友部 IC）	上三川町
大原小学校	国道 50 号→北関東道（笠間西 IC）	壬生町

（3）避難手段の確保

避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車等をはじめ、県や関係機関等が用意したバス、国、県、市及び防災関係機関が保有する車両、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

輸送手段の確保に関する基本的な考え方は次のとおりである。

- ・自力で避難可能な住民等については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族または近所の住民との乗り合わせにより避難する。
- ・自家用車等による避難が困難な住民等は、一時集合場所からバス等により避難する。
- ・バスによる避難については、県が各種団体と締結している協定に基づき、一時集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。
- ・市は、要配慮者の避難などに福祉車両等が利用できるよう、社会福祉協議会等の協力を得るとともに、自衛隊等の車両、ヘリコプター等が利用できるよう、関係機関と県を通じて協議を行うものとする。

第3章 避難住民の支援体制

1 一時集合場所の開設・運営等

広域避難に係る一時集合場所の開設・運営体制は次のとおりとする。

- ・市は、広域的な避難の必要が生じた場合は、避難の対象となる地区の一時集合場所を開設し、住民と協力してその運営を行うものとする。
- ・一時集合場所等を開設した場合、市は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各一時集合場所に職員を配置し、集合する住民を把握するものとする。特に区長、民生委員、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら、要支援者等の避難状況を把握することに努めるものとする。
- ・一時集合場所において住民の避難状況を把握し、安否確認するとともに、必要に応じて警察や自衛隊の協力を県に要請し、逃げ遅れた住民の避難支援に努めるものとする。
- ・市は、原子力発電所の状況や市内の放射線量率等の情報を、一時集合場所で住民に分かりやすく伝え、住民の不安を少しでも軽減するよう努めるものとする。

2 避難所の開設・運営等

(1) 開設・運営等

広域避難に係る避難先の確保・受入などの準備、避難所等を設置する場合の県と市町間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制は次のとおりとする。

・市は、避難の必要が生じた場合は、県及び避難先市町に中継所兼基幹避難所等の開設等を要請するものとする。

・市は、避難所等を設置した場合は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努める。

・市は可能な限り、早期に避難先市町から避難所等の運営を引継いで、避難住民やボランティア等と連携し、避難所等の自主運営体制へ移行するものとする。

・避難所等の施設管理は、避難所等の運営体制にかかわらず、施設管理者が行うものとする。

(2) 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(3) 資機材・物資の確保

被災者の生活維持のために必要な資機材及び食料、飲料水等の生活必需品等の物資（以下「資機材等」という。）の調達、管理及び需要に応じた体制については、次のとおりとする。

・市は、提供すべき資機材等が不足し、調達の必要がある場合には、県や災害時支援協定団体等に資機材等の調達を要請するものとする。

・市は、県及び避難先市町と連携し、各避難所における資機材等の状況を把握し、避難所間で過不足が生じないように調整を行うものとする。

(4) 感染症等の流行下での対応

原子力災害時においては、防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画や、避難所開設時における感染症（新型コロナウイルス等）対策基本方針等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする。

3 避難所における要配慮者の支援

社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については各施設職員が、在宅の避難行動要支援者については家族がそれぞれ中心となって支援を行うものとする。市は、支援要員の不足が生じ、またはその恐れがある場合は、国や県等に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

4 福祉避難所の開設・運営等

市は必要に応じ、避難先市町と連携・協力して、福祉避難所の開設について協議する。

第4章 今後の対応

○広域避難体制

- ・ 県や関係機関の協力を得て、安定ヨウ素の配布及び服用体制等について確立を図る。
- ・ 国や関係機関の協力を得て、自家用車以外のあらゆる手段（バス、鉄道、ヘリコプター等）の具体的活用を検討する。

○避難受入自治体との連携

避難受入自治体と、情報連絡体制、中継所兼基幹避難所・避難所の運営、避難元大字単位の行政区や自主防災組織、民生委員等による避難経路や避難先施設の確認を行うとともに、避難訓練の実施等について連携を図る。

○広域避難計画を踏まえた訓練の実施

市は、円滑かつ確実な広域避難が可能となるよう本計画等に基づく原子力防災訓練の実施について国、県と検討する。

なお、訓練の成果については、市、県及び避難先市町、防災関係機関等で共有のうえ、本計画の改定等、原子力防災体制の強化に反映していくものとする。

○広域避難計画の啓発

市は、住民に対して、本計画に基づく広域避難を円滑かつ確実に実施してもらうために、説明会や住民を交えた訓練などを行い、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

○広域避難計画の見直し

市は、今後、国の法令及び指針の改正、県及び防災関係機関並びに他県等との調整状況、原子力防災訓練での検証結果等を踏まえ、本計画の見直しを行っていくものとする。